

## 1. 省令改正の要請

経団連の働きかけにより、2023年3月31日までの時限的措置として、就職氷河期世代限定の求人について、ハローワークにおける求人を行うことを条件に、職業紹介事業者の活用や直接募集による求人が可能に（2020年2月14日省令改正）

## 2. 会員企業等への呼びかけ

会員企業や全国各地の地方経営者協会、業界団体への周知、経団連ウェブサイトへの掲載など、活躍支援を積極的に呼びかけ

年	月日	内容	備考
2019	11月26日	全国プラットフォームへの出席	今後の取組みを表明
	11月28日	京都経協主催の講演で呼びかけ	
	12月17日	幹事会での呼びかけ	約320社出席
	12月17日	地方・業種団体情報連絡会での呼びかけ	53団体出席
	12月17日	経団連HPに掲載し呼びかけ	
	12月19日	経団連タイムスにおいて呼びかけ	
2020	1月21日	経労委報告リリース	本文、トピックス、手引きにて記載
	1月27日	雇用政策委員会政策部会において呼びかけ	25社出席
	1月28日	労使フォーラムにおいて呼びかけ	199社・団体出席
	1月30日～3月6日	経労委報告地方キャラバンにおいて呼びかけ	計54カ所で呼びかけ
	2月13日	東京都知事との懇談会において呼びかけ	会長・副会長会社10社出席
	2月21日	雇用政策委員会において呼びかけ	43社出席

## 3. 今後の対応

今年度は都道府県・市町村レベルでの具体策の深掘りに期待。引き続き、新たな施策の周知などに協力

## 経団連ウェブサイトへの掲載

お知らせ

### 就職氷河期世代支援のご検討のお願い

2019年12月17日  
一般社団法人 日本経済団体連合会

就職氷河期世代は、雇用環境が厳しかった1993年～2004年に卒業を迎えた世代であり、不安定な就業状況にある方が数多くいます。政府は、同世代の正規雇用を30万人増やす目標を立て、各種支援プログラムを実施しています。

去る11月26日、政府が開催した「全国プラットフォーム」に、中西経団連会長が出席し、「経団連としても、こうした活動をできる範囲で拡大していきたい」と表明しました。

各企業が活用できる具体的な公的支援策として、ハローワークによる支援があります。ハローワークでは、就職氷河期世代を対象とした求人のほか、雇入れ時や雇入れ後の相談が可能です。また、都道府県単位の活躍支援策を統括する都道府県プラットフォームも順次展開されています。詳しくは、下のリンク先から厚生労働省就職氷河期世代支援プランをご覧ください。

皆さまにおかれましても、就職氷河期世代の活躍促進に向けたご検討をお願いします。

#### （参考）厚生労働省ホームページ資料

○事業主のための雇用関係助成金

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html)

○就職氷河期世代支援施策の取組み

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_06487.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06487.html)